

ヤングケアラー普及啓発事業（漫画教材制作）委託業務
公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

	提出書類の名称	規格及び制限頁数	提出部数	様式
1	表紙	A 4 縦 1 頁まで	正本 1 部、副本 7 部	様式 5
2	業務に対する考え方	A 4 縦 2 頁まで		任意
3	事業内容企画書	A 4 縦 2 0 頁まで		
4	実施体制			
5	業務実績			
6	参考見積書			

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和 6 年 5 月 17 日（金）17 時必着

※この期限までに必要書類の全ての提出がないものは、受付することができませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 2 0 号

高知県 子ども・福祉政策部 子ども家庭課 TEL 088-823-9655

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

ヤングケアラーへの支援の必要性や、ヤングケアラーは特別な存在ではなく誰もがその立場になり得る身近な問題であることを広く啓発するため、中高生や関係機関等が活用出来る漫画教材を制作することで、社会的認知度の向上及び理解の促進を行うことを目的とします。

(2) 現状の問題点、課題

ヤングケアラーは、年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるものの、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

高知県では、ヤングケアラーの実態を把握するため、令和4年度に高知県内の中高生を対象とした調査を実施しました。

本調査では、ヤングケアラー（ケアをすることにより何らかの制限がかかっている）と思われる児童について、自身の学業や友人関係、日常生活にも影響が及んでいるものと考えられるが、約7割が誰にも相談した経験がないと回答しており、ケアの状態が表面化しづらく、孤立してしまう可能性が高い現状が明らかとなりました。

ヤングケアラーを早期に発見・把握し、適切な支援につなげるためには、子ども自身はもちろん、周囲の大人や関係機関も含め、ヤングケアラーの社会的認知度の向上が極めて重要と考えられます。

さらには、ヤングケアラーの周囲にいる大人や医療・福祉などの関係機関が、理解を深め、見守る役割を自ら担っていくことの重要性に気づき、意識を高めていくことも大切です。

国においても、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むこととしています。

本業務は、ヤングケアラーへの支援の必要性や、ヤングケアラーは特別な存在ではなく誰もがその立場になり得る身近な問題であることを、中高生や関係者等が効率よく学べる漫画教材を制作することで、ヤングケアラーへの支援の普及促進に寄与することを目的としています。

(3) 特に提案を求めるポイント

現状の問題点や課題の解決につなげるため、より効果を発揮する企画内容や実施方法等を提案してください。

なお、令和4年度は、ヤングケアラーという言葉を知っていただくための普及啓発（フォーラムの開催等）を行い、令和5年度は、ヤングケアラーを早期に発見・把握し、適切な支援につなげられることを目的に普及啓発（リーフレットの作成等）を行ってまいりました。

このことから、令和6年度は、国の「集中取組期間」の最終年であることも踏まえ、ヤングケアラーを社会全体で支援するために、ヤングケアラーに関する理解をより一層深めることを目的にしています。キャッチフレーズは「みんなで支える」です。

この漫画教材は幅広い年代の方にも見てもらうことを想定しており、見られた方がヤングケアラーの様々な事例や、当事者の思いなどを学び、ヤングケアラーへの支援に何が必要なのか考えるきっかけづくりになることを期待しています。

また、事業の実施にあたっては、県内の支援体制の構築のため活動している、ヤングケアラー・コーディネーター事業（県委託事業）も企画検討に加え、意見を取り入れた内容としてください。

(4) 提案書の記述する内容

【概要】

- ・漫画教材の活用対象は、中高生、自治体や医療・福祉などの関係機関の職員や、一般県民などとする。
- ・漫画教材を通じて、ヤングケアラーの様々な事例や、当事者の思いなどを学び、ヤングケアラーへの支援に何が必要なのか考えるきっかけづくりをゴールとする。
- ・漫画教材は、1色18ページ程度とする。PDFデータで納品し、PC・スマートフォン・タブレット等の各種デバイスでの閲覧が出来るようにすること。（高知県子ども家庭課のホームページにて掲載想定）
- ・令和7年1月末頃までには納品をすること。
- ・漫画教材の使用権は高知県に帰属すること。

【企画】

- ・テーマ、ストーリー等は自由に提案すること。
- ・審査委員にイメージが伝わるように想定している簡易なストーリーや漫画のイメージを提案書に盛り込むこと。

【運営】

- ・漫画教材制作のスケジュール管理全般を行うこと。

【業務実績】

- ・過去の事業実績（主に自治体案件）を盛り込むこと。

【経費負担】

- ・漫画教材の企画（監修料等含む）・制作に係る費用は全て委託業者の負担とする。

7 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案までとします。
- (2) 必要に応じて説明資料を添付することができますが、できる限り簡潔なものとしてください。

8 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認められません。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの。
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの。